

十一 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）

改正案

現行

<p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第八条の二 法第五十九条の二の二第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 農林中央金庫の子法人等（前条第二項に規定する子法人等をいう。）</p> <p>二 農林中央金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。）</p> <p>三 法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業を営む者（農林中央金庫代理業者及び前二号に掲げる者を除く。）</p> <p>2 法第五十九条の二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 第四十四条各号に掲げる者</p> <p>二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び前号に掲げる者を除く。）</p>	<p>（新設）</p>
--	-------------

三 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（銀行、金融商品取引業者及び前二号に掲げる者を除く。）

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業

（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三において準用する金融商品取引法（以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（銀行法を準用する場合の読替え）

第四十五条 法第九十五条の三第二項の規定により法第九十五条の四

（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（銀行法を準用する場合の読替え）

第四十五条 法第九十五条の三第二項の規定により法第九十五条の四

第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二条の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「農林中央金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「農林中央金庫代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「預金者等」とあるのは「預金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

2
(略)

第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（以下「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定（第五十二条の五十一第一項を除く。）中「銀行代理業者」とあるのは「農林中央金庫代理業者」と、「所属銀行」とあるのは「農林中央金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「農林中央金庫代理業」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「預金者等」とあるのは「預金者及び定期積金の積金者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

2
(略)